

新型コロナウイルス感染症対策

中小企業・個人事業者支援金に関するお知らせ

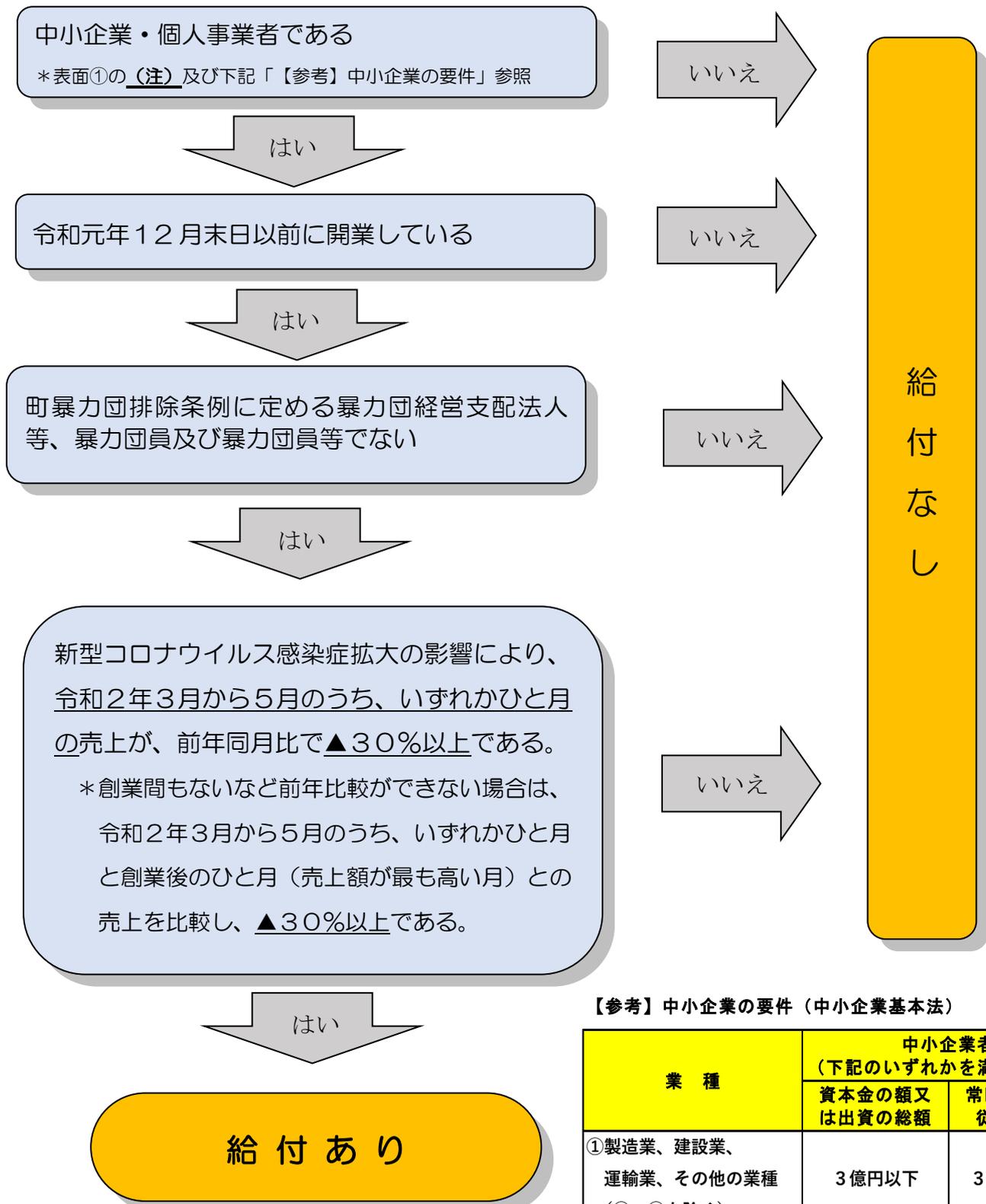
地域経済の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている中小企業・個人事業者に対し、事業全般に広く使える支援金（一律20万円）を支給します。

※下記①補助対象者、または、裏面の「給付要件確認フロー」をご確認いただき、該当する中小企業・個人事業者につきましては、申請してください。

<p>① 給付対象者 (すべての要件に該当すること) *裏面参照</p>	<ul style="list-style-type: none">・町内に事業所を有する中小企業・個人事業者 <u>(注)</u> であること。・町内で令和元年12月末日以前に開業していること。・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、<u>令和2年3月から5月のうち、いずれかひと月の売上が、前年同月比で▲30%以上</u>であること。*創業間もないなど前年比較ができない場合は令和2年3月から5月のうち、<u>いずれかひと月と創業後のひと月(売上額が最も高い月)との売上を比較し、▲30%以上</u>であること。・町暴力団排除条例に定める暴力団経営支配法人等、暴力団員及び暴力団員等でないこと。 <p><u>(注)</u>・中小企業とは、中小企業基本法に規定する企業 *裏面右下参照</p> <ul style="list-style-type: none">・個人事業者とは、株式会社等の法人を設立せずに自ら営業や事業を行い、事業収入を得ている個人事業主(個人で営む飲食・小売店、フリーランス、営業や農業など事業収入のある方等)
<p>② 給付金額</p>	<p>一律20万円 (申請後審査のうえ、順次、指定口座に振込みます)</p>
<p>③ 申請方法</p>	<ul style="list-style-type: none">・下記④欄に記載の「<u>申請に必要な書類</u>」を郵送により提出してください。 (新型コロナ感染症拡大予防の観点から、<u>原則、郵送での提出にご協力ください。</u>)*郵送提出が困難な場合は、裏面お問合せ窓口へご連絡ください。 <p>郵送先：〒243-0392 愛川町角田251-1 愛川町役場商工観光課</p>
<p>④ 申請に必要な書類</p>	<ul style="list-style-type: none">・給付申請書(町HPからダウンロード、または、問合せのうえ郵送で入手)・本年の売上が減少したことのわかる書類の写し(任意様式) ⇒令和2年3月から5月までの売上台帳等のうち、いずれかひと月分など・比較対象となる前年同月の売上がわかる書類の写し(前年の確定申告書の写し等) ⇒法人・青色申告者は、確定申告書の1枚目及び前年3月～5月の売上がわかるページ ⇒白色申告者等は、確定申告書の1枚目と前年3月～5月の売上台帳等(任意様式)・法人や本人が確認できる書類の写し ⇒法人は登記事項証明書、個人は運転免許証や保険証など氏名や住所が確認できるもの・申請者名義の通帳の写し(振込先の確認に使用。法人の場合は法人名義の口座、個人の場合は個人事業者本人名義の口座に限る)
<p>⑤ 申請期限</p>	<p>令和2年8月31日(月)まで(窓口での申請は土曜・日曜・祝日を除く。)</p> <p>*開庁時間は平日の午前8時30分から正午、午後1時から5時15分までです</p>



◆給付要件確認フロー



【参考】中小企業の要件（中小企業基本法）

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、 運輸業、その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

【本支援金に関するお問合せ窓口】

愛川町役場 商工観光課（本庁舎4階）

〒243-0392 愛川町角田251-1

TEL：046-281-9994

046-285-2111 内線：3840・3841 8:30~17:15（土、日、祝日を除く）

HP：<https://www.town.aikawa.kanagawa.jp/>